

保護者 様

長柄町教育委員会学校教育課

令和7年度 学校給食費相当額給付金支給制度新設のお知らせ

町では、保護者の経済的負担を軽減するため、長柄町立学校の学校給食費無償化の対象とならないお子さまの学校給食費相当額分に対して給付金支給制度を新設しました。

支給を希望する場合は、下記により申請の手続きをお願いします。

記

- 1 支給対象者（町に住所登録がある児童生徒の保護者）
 - (1) 町立学校に学籍があり、申請日の属する年度において、町内に居住し食物アレルギー等のやむを得ない事情により学校給食の全部を停止している児童生徒
 - (2) 町内に住所登録があり、かつ、申請日の属する年度において町内に居住している学齢期の子どものうち、町立学校に学籍がない児童生徒
- 2 給付金額（1箇月の上限額） 児童 4,000円、生徒 5,000円
- 3 申請について
 - (1) 申請書類 ①学校給食費相当額給付金支給申請書兼請求書
 - ②届出書（1箇月を単位とする長期欠席や昼食に係る費用の補助を受けていないことについて学校証明が必要です。）
 - ③完納税証明書又は申請月までの納付済証、町への債務がないことを確認できる書類（申請書兼請求書の一番下に氏名を記入した場合には提出は不要です。）
 - ④振込先金融機関の口座の通帳等の写し
※保護者名義の口座となります。ページを1枚めくり見開きの状態（店番、口座番号、口座名義人のカナ名を確認できるページ）をコピーしてください。
 - (2) 提出期日 令和7年 5月30日（金）
 - (3) 提出先 長柄町役場学校教育課（役場2階）
- 4 認定審査 申請された書類は、教育委員会学校教育課において審査され、補助金の支給について認定の可否を決定します。
- 5 その他
 - (1) 申請は年度ごとの手続きが必要です。
 - (2) 申請書の記入の際は、特に振込先の欄等では通帳をよく確認のうえ記入し、また署名や押印がありますのでよろしくお願いします。
 - (3) 給付金額等については、今後要綱の改正により変更になることがあります。
 - (4) 令和4年12月から長柄町立学校では学校給食費無償化となっており、学校給食を喫食している場合には、支給対象者とはなりませんのでご注意ください。
 - (5) 申請者本人及び世帯員の町税等（町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料）及び町営住宅家賃、過年度の学校給食費の収納状況を調査します。未納がある場合には直ちに全額支払いし、その後の申請をお願いします。

問い合わせ

学校教育課 電話 35-2437

学校給食センター 電話 35-2003